令和8年3月 ごみ収集カレンダー

ごみは、決められた日の朝8時30分(一部地域は8時)までに 出してください。前日の夜には出さないでください。

B	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
休	可燃	びん	可燃	不燃	可燃	休
8	9	10	11	12	13	14
休	可燃	カン	可燃(粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ	可燃	休
15	16	17	18	19	20	21
休	可燃	びん	可燃	新聞・雑かみ	可燃	休
22	23	24	25	26	27	28
休	可燃	カン	可燃(粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ 〈 拠点回収 〉	可燃	休
29	30	31				
休	可燃	びん	***		日(木) 拠点 類・リチウムイス	

粗 大 ご み (有料:事前申込制)

◎ 収集日3月11日(水) → 申込期限3月 6日(金)

◎ 収集日3月25日(水) → 申込期限3月19日(木)

戸別に伺います。 券を貼って外に出し ておいてください。

~ 粗大ごみの出し方 ~

「粗大ごみ」とは、一辺の長さが50cm以上2m未満の、一般家庭から出される家具などの大型ごみです。 直接美化センターに持ち込む(無料)か、収集を希望される場合(有料)は、次のことにご注意いただき、 **役場環境課へ事前に電話などでお申し込みください。**

- 収集日は毎月第2・4水曜日で、原則「前の週の金曜日」までがお申し込み期限となっています。
- 収集日1日につき、1世帯5点までお申込みいただけます。(引っ越しの際等に大量に出るごみは収集していません。)
- 収集日前日までに1点につき1枚500円の「粗大ごみ収集券」をお買い求めください。
- 令和7年4月1日から、<u>自転車、スプリングベッド、マッサージチェア、乗馬型運動具、畳は個別の処理手</u> 数料がかかります。粗大ごみ収集券のほかに「粗大ごみ処理券」をお買い求めください。
- 必ず朝 8 時 30 分までに「粗大ごみ収集券」を貼ってご自宅の外に出しておいてください。
- 収集券・処理券の販売場所は、環境課、駅前案内所、ヘルシープラザ、JAかながわ西湘湯河原支店・湯河原中央支店です。

~ 拠点回収について ~

町では、毎月第4木曜日の午前8:30~11:30に「布類・古着(主に夏物、春物)」と「ご家庭で天ぷらや揚げ物に使用した植物性油」、「リチウムイオン電池など蓄電池、ボタン電池」の拠点回収を行っています。

- ●場所は、<u>役場第一庁舎、各地域会館(宮下、門川、城堀、文化福祉、鍛冶屋、川堀、福浦)、旧宮上会館、</u> ぶらりお休み処、社会福祉協議会、子育て支援センター、森下公園上倉庫、鍛冶屋公社住宅(油のみ)、
 - <u>商工会館、千暮公園(蓄電池の回収なし)、ヘルシープラザ、福浦第9分団詰所、奥湯河原分署、美化セン</u>ター(油のみ)です。
- ●油は「かす」を取り除き「乾いたペットボトル」に入れてしっかり「ふた」をしめて出してください。
- ●蓄電池等は、電極にセロハンテープなどを貼ってから、透明のビニール袋に入れて出してください。

◇ごみの処分 問合せ
○ごみの処分 問合せ
○ 美化センター(衛生組合) 63-3472

平日8:30~11:30・13:00~16:30/土、祝日8:30~11:30(日曜日は休業)

◇ごみの収集 問合せ◇ 湯河原町役場 環境課 63-2111 (内線551~553)

令和8年4月 ごみ収集カレンダー

ごみは、決められた日の朝8時30分(一部地域は8時)までに 出してください。前日の夜には出さないでください。

B	月	火	水	木	金	土
23 日(木) 拠点回収 食用油・布類・リチウムイオン電池等			可燃	7 燃	可燃	休
5	6	7	8	9	10	11
休	可燃	カン	可燃(粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ	可燃	休
12	13	14	15	16	17	18
休	可燃	びん	可燃	新聞・雑かみ	可燃	休
19	20	21	22	23	24	25
休	可燃	カン	可燃(粗大:有料)	ダンボール・紙パック ペットボトル ペットボトルキャップ 〈 拠点回収 〉	可燃	休
26	27	28	29	30		
休	可燃	びん	可燃	新聞・雑かみ	***	***

(有料:事前申込制)

粗 大 ご み | ◎ 収集日4月 8日(水) → 申込期限4月 3日(金) ◎ 収集日4月22日(水) → 申込期限4月17日(金)

戸別に伺います。 券を貼って外に出し ておいてください。

収集出来ないものがあります

町では、法律に基づくもの、収集業務に支障をきたすもの、危険なもの、処分ができないもの等の 理由により、収集できないものがあります。

1回に大量に出るごみ

引越し、庭木の剪定などで一度に大量に出るごみは、ご自身で美化センターに持ち込むか、許可業 者等に運搬を依頼してください。

危険なもの……販売店などに相談してください。

- 発火、爆発の恐れのあるもの(プロパンガスボンベ、ガソリン、灯油、塗料など)
- 有害、有毒性のあるもの(薬品類、農薬類、廃油など)

処分できないもの………販売店、または廃棄物処理業者にお問い合わせください。

自動車やオートバイの部品(バッテリー、ホイール、タイヤなど)、消火器、金庫、ピアノ、業務用 機器、ビニールトタンなどの建築廃材、石、土、レンガ、コンクリートブロックなど。

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン(特定家電)

リサイクルすることが法律で義務付けられています。リサイクル料金と運搬料金がかかりますので、 買い替えの場合は家電販売店へ、その他の場合は役場環境課へお問い合わせください。 パソコン

特定家電4品目と同様に、リサイクルが義務付けられていますので、各メーカーまたは、一般社団 法人 パソコン 3R 推進協会 https://www.pc3r.jp/ (TEL: 044-540-0576) にお問い合わせください。

◇ごみの処分 問合せ◇ 美化センター(衛生組合)63-3472

平日8:30~11:30·13:00~16:30/土、祝日8:30~11:30(日曜日は休業)

◇ごみの収集 問合せ◇ 湯河原町役場 環境課 63−2111(内線551~553)